

身体的拘束最小化の 取り組み内容・実施状況

1. 当院の基本方針

当院は、患者さんの人権と尊厳を最優先に考え、身体的拘束は原則禁止という方針としています。

ただし、患者さんの生命や身体を守るために、切迫性・非代替性・一時性の三つの条件すべてを満たすやもを得ない場合には、一時的に身体的拘束を行うことがあります。その場合も、できる限り早期解除に向けて継続的に見直しを行います。

2. 身体的拘束を減らすための主な取り組み

- ・身体的拘束最小化チームによる病棟ラウンドを毎週1回開催
- ・病棟ラウンドやカンファレンスを通じた、拘束解除に向けた多職種による検討
- ・院内の身体的拘束の実施状況の把握と、病院長を含めた職員への定期的な共有
- ・職員研修の実施（年2回）
身体的拘束の基礎知識・代替手段・倫理的配慮など

3. 当院の身体的拘束の実施状況

【障害者病棟】

- ・対象期間：令和8年2月～令和8年4月
- ・入院患者延べ日数：4197日
- ・身体拘束を実施した延べ日数：173日
- ・身体的拘束実施率：4.12%

実施率の推移

4月	5月	6月	7月	8月	9月
4.12%					

令和8年6月1日
医療法人徳洲会 館山病院